

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○土地改良事業等調査受託規則の一部を改正する規則	(農村振興課)	一
○栗駒ダム操作規則の一部を改正する規則	(農村整備課)	五
○宮城県漁業調整規則の一部を改正する規則	(水産振興課)	六
○宮城県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則	(同)	七

規 則

土地改良事業等調査受託規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十六号

土地改良事業等調査受託規則の一部を改正する規則

土地改良事業等調査受託規則(昭和四十八年宮城県規則第五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

土地改良事業等調査及び計画受託規則

第二条を次のように改める。

(調査事業の範囲等)

第二条 この規則に基づき受託する調査事業は、国庫補助の対象となる県営土地改良事業等のうち次に掲げる事業(維持管理及び災害復旧に係る事業を除く。)のいずれかに係るものとする。

一 かんがい排水事業

二 経営体育成基盤整備事業

三 農道整備事業

四 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

五 中山間地域総合整備事業

六 農地防災事業

七 地域用水環境整備事業

八 その他知事が特に必要と認める事業

2 調査事業は、土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)第六条及び第十四条の規定並びに関係法令の規定により作成する地区計画書の作成に当たり必要な調査及び計画の作成を行う。

3 調査事業の期間は、原則として三年以内とする。

第三条の見出しを「(委託の申込み)」に改め、同条中「五月末日までに土地改良事業等調査委託予定一覧表(様式第一号)を、当該前年度の」を削り、「土地改良事業等調査委託申込書(様式第二号)」を「土地改良事業等調査及び計画委託申込書(様式第一号)」に改める。

第四条の見出しを「(受託の決定等)」に改め、同条中「することが適当であると認めるときは、速やかにその旨を通知するものとする」を「の適否を決定するものとする」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、知事は、速やかにその旨を様式第一号により通知するものとする。

第四条に次の一項を加える。

2 前項の審査においては、別に定める計画検討委員会の意見を聴くものとする。

第五条第一項中「土地改良事業等調査委託年度契約書」を「土地改良事業等調査及び計画委託年度契約書」に改める。

第六条中「土地改良事業等調査委託変更協議書」を「土地改良事業等調査及び計画委託変更協議書」に改める。

第七条中「土地改良事業等調査委託廃止協議書」を「土地改良事業等調査及び計画委託廃止協議書」に改める。

第八条第二項中「のうち土地改良事業等調査委託申込書」及び「当該申込書」を削る。

第九条第二項中「を、委託」を「を委託し、又はその委託の内容を変更」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 所長は、前項の規定による委託をしたとき又は委託の内容を変更したときは、知事に報告しなければならない。

様式第一号を削る。

様式第二号中「土地改良事業等調査委託申込書」を「土地改良事業等調査及び計画委託申込書」に

「地区調査」や「地区調査事業」より「土地改良事業等調査受託規則」や「土地改良事業等調査及び計画受託規則」より「調査同意状況調書」や「調査事業同意状況調書」のほか、関係行政庁に於て「調査同意状況調書」や「調査事業同意状況調書」のほか、関係行政庁に於て「関係行政庁の調査同意状況調書」。

様式第2号（第4条関係）

第 年 月 日

申込者 殿

宮城県知事

土地改良事業等調査及び計画の受託について（通知）

年 月 日付け（第 号）で申込みのあったこのことについて、下記のとおり受託する（しない）ので、土地改良事業等調査及び計画受託規則第4条の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 受益面積
- 4 その他

（注）受託しないときは、4 その他に理由を記載する。

別紙2

個 別 表

事業名	事業				関係簿冊	事業計画書 事業計画概要書 事業計画参考資料 事業計画書添付図面					
地区名						関係簿冊					
受託年月日	年 月 日						関係簿冊				
事業費	百万円				関連事業	事業名		地名	面積	事業費 (進捗率%)	工期
主要工事	工種	数量	工種	数量							
効果	総費用総便益比		千円 = 千円		留意事項 その他						
	効果の内訳	その他の効果				千円 千円 千円 千円					
関係団体	市町村名										
	改良区名										

様式第七号中「土地改良事業等調査地区」を「土地改良事業等調査及び計画」に、「土地改良事業等調査委託規則」を「土地改良事業等調査及び計画委託規則」に、「通知」を「年度事業（調査事業委託）の結果（終了）を報告」に、「地区名」を「地区名」に、「調査費」を「調査事業費」に、「調査期間」を「期間」に、「調査結果」を「結果」に、「記事」を「記事」に、「調査費の欄に年度調査費」を「調査事業費の欄に年度事業費」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

栗駒ダム操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十七号

栗駒ダム操作規則の一部を改正する規則

栗駒ダム操作規則（昭和三十七年宮城県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三宮城県栗原土木事務所の項中、「宮城県栗原土木事務所」を

「宮城県北部土木事務所
栗原地域事務所」

に改め、同表宮城県栗原地方振興事務所の項中

「宮城県栗原地方振興事務所」を

「宮城県北部地方振興事務所
栗原地域事務所」

に改め、

同表宮城県登米土木事務所の項中、「

宮城県登米土木事務所」を

「宮城県東部土木事務所
登米地域事務所」

に改め、同表宮城県登米地方振興事務所の項中

「宮城県登米地方振興事務所」を

「宮城県東部地方振興事務所
登米地域事務所」

に改め

る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

宮城県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十八号

宮城県漁業調整規則の一部を改正する規則

宮城県漁業調整規則(昭和四十一年宮城県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条、第五十八条」を、「第三十四条、第五十九条」に、「第五十九条、第六十二条」を、「第六十条、第六十三条」に改める。

第三条中「第七条第一号から第三号まで、第五号及び第七号に掲げる」を、「第七条第二号イから八まで、水及びトに規定する」に改める。

第七条を次のように改める。
(漁業の許可)

第七条 次の各号に規定する漁業を営もうとする者は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四條第一項の規定に基づき、第二号イからトまでに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第一号、第二号水及び又次に規定する漁業にあつては、漁業法第八條第一項の規定により、当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

一 次に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業

イ あわび(潜水器漁業の許可を受けて、潜水器によりあわびの採捕を目的として営む場合を除く。以下「あわび漁業」という。)

ロ うに(潜水器漁業の許可を受けて、潜水器によりうにの採捕を目的として営む場合を除く。以下「うに漁業」という。)

二 次に掲げる漁業の方法により営む漁業

イ すくい網(以下「すくい網漁業」という。)

ロ いかつり(総トン数五トン以上三十トン未満の動力漁船を使用するものに限る。以下「いかつり漁業」という。)

ハ 火光利用敷網(さんまを目的としたものを除く。以下「火光利用敷網漁業」という。)

二めぬけさし網(リに掲げる漁業の方法を除く。以下「めぬけさし網漁業」という。)

ホ 固定式さし網(金華山山頂上を通る緯線以南の宮城県沖海面及び金華山山頂上を通る緯線以北の石巻湾で操業するもの限り、かつ、二及びリに掲げる漁業の方法を除く。第五十七条を除き、以下「固定式さし網漁業」という。)

ヘ 機船船びき網(以下「機船船びき網漁業」という。)

ト いるか突棒(以下「いるか突棒漁業」という。)

チ 小型まき網(総トン数五トン未満の船舶を使用するものに限る。以下「小型まき網漁業」という。)

リ 三枚網(以下「三枚網漁業」という。)

又 小型定置(す建を含む。以下「小型定置漁業」という。)
ル 地びき網(以下「地びき網漁業」という。)

ヲ 潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む。第五十八条を除き、以下「潜水器漁業」という。)

第八条中「前条第一号から第七号までに掲げる」を、「前条第二号イからトまでに規定する」に改める。

第二十五条第一項中「掲げる」を、「規定する」に改める。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第六十二条を第六十三条とし、第六十一条を第六十二条とし、第六十条を第六十一条とする。

第五十九条第一項第一号中「第七条(第七号を除く。)」を削り、「第四十四条」を、「第三十七条、第三十九条から第四十三条」に改め、「、第四十六条」を削り、同条を第六十条とする。

第五十八条の次に次の一条を加える。

(漁獲成績報告書の提出)

第五十九条 漁業の許可を受けた者は、漁業法第六十六条第一項の規定及び第七条の規定による漁業ごとに、次の表に掲げる漁獲成績報告書を同表に定める提出期限までに知事に提出しなければならない。

漁業種類	報告書の種類	提出期限
小型機船底びき網漁業（手繰三種漁業以外の漁業）	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
いるか突棒漁業	毎月の漁獲成績報告書	翌月の十日まで
中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業（手繰三種漁業）及び第七条に規定する漁業（いるか突棒漁業を除く。）	当該操業期間の漁獲成績報告書	操業期間の経過後一ヶ月以内

2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて公示する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の宮城県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）に基づく漁業の許可又は起業の認可（規則第七条の規定による漁業の許可に係るものに限る。）であつて、現に効力を有するものは、その有効期間の満了の日までは、この規則による改正後の宮城県漁業調整規則（以下「新規則」という。）によって漁業の許可又は起業の認可されたものとみなす。

3 この規則の施行前にした漁業の許可又は起業の認可については、旧規則第三十八条、第四十四条及び第四十六条の規定は、その有効期間の満了の日まで、なおその効力を有する。

4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

宮城県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十九号

宮城県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

宮城県内水面漁業調整規則（平成十一年宮城県規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条、第六十六条」を、「第五十五条、第六十七条」に、「第六十七条、第七十条」を、「第六十八条、第七十一条」に改める。

第一条中「第六十五条第一項」を「第六十五条」に、「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 削除

第六十四条中「本条」を「この条」に改める。

第七十条中「、第六十一条第六項」を削り、同条を第七十一条とする。

第六十九条を第七十条とする。

第六十八条中「、第二十九条」を「又は第二十九条」に改め、「又は第六十一条第十項」を削り、同条を第六十九条とする。

第六十七条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「第六十一条第一項若しくは第七項」を削り、同項第二号中「、第六十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）」を削り、同条を第六十八条とする。

第六十六条の次に次の一条を加える。

(漁獲成績報告書の提出)

第六十七条 漁業法第六十六条第一項の規定に基づく漁業の許可を受けた者は、次の表の中欄に掲げる漁獲成績報告書を同表の下欄に掲げる提出期限までに知事に提出しなければならない。

漁業種類	報告書の種類	提出期限
小型機船底びき網漁業	当該操業期間の漁獲成績報告書	操業期間の経過後漁期一ヶ月以内

2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めるものとする。

別記様式第十八号、別記様式第十九号及び別記様式第二十号を次のように改める。

別記様式第十八号、別記様式第十九号及び別記様式第二十号 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の宮城県内水面漁業調整規則に基づく許可又は起業の認可であつて、現に効力を有するものは、その有効期間の満了の日までは、この規則による改正後の宮城県内水面漁業調整規則によって許可又は認可されたものとみなす。

3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。